

監査報告書

2025年5月15日

学校法人 神戸学院

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 神戸学院

常勤監事 松本 東朗

監事 小川 洋一

監事 梶田 行雄

私たち監事は、旧私立学校法第37条及び旧学校法人神戸学院寄附行為第15条の規定に基づき、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の学校法人神戸学院の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行った結果を報告します。

1. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務並びに理事の職務の執行に関しては、法令及び寄附行為に違反するような重大な事実はありません。
- (2) 財務書類等（①資金収支計算書②事業活動収支計算書③財産目録④貸借対照表）は、当該年度末における学校法人神戸学院の財産の状況を適正に表示しており、適正妥当であることを認めました。

2. 監査の方法

- (1) 業務監査・理事の職務執行状況監査については、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取すると共に、重要資料を閲覧して学校法人神戸学院の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、有限責任監査法人トーマツの監査計画書に基づく監査結果の報告を求め、また、月次財務監査のほか、情報交換の場を設け、財務の適正執行並びに財産の状況を監査しました。
- (3) 監査に際して定期的に監事、内部監査役、有限責任監査法人トーマツとの監査打ち合わせ会を開きました。

以 上